

「第3次京都府自殺対策推進計画(中間案)」に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間 令和7年12月12日(金)から令和8年1月5日(月)まで
- 2 意見募集の結果 3個人、1団体、計4件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨	京都府の考え方	計画への記載(案)		
			中間案	修正案	(記載ページ)
子ども・若者の自殺対策の強化	1 こどもの身近にいる大人がこどもの様子に注意し、サインに気づいて、声をかけられるような地域社会になるように願うとともに、こどもへの気づきを家庭や学校だけに任せず、ヤングケアラーの相談機関をはじめ、様々な相談機関やこども食堂などの居場所の支援者が繋がり、こどもへの支援について学べるような取組みを期待する。	ご意見を踏まえ、重点施策「1 子ども・若者の自殺対策の強化」の主な取組の文言の一部修正と取組を追加します。	こどもや若者が抱える様々な課題に対応するため、関連施策と連携しながら、学校・家庭・地域における気づきや見守りの力を高めるとともに、支援者の対応力の向上と関係機関との連携強化を図ります。	・こどもや若者が抱える様々な悩みや課題に対応するため、 <u>関連施策と連携しながら、学校・家庭・地域における周囲の大人の気づきや見守りの力を高めるとともに、こどもや若者を支援する者の対応力の向上と、関係機関との連携強化を図ります。</u> ・ <u>こどもの貧困、児童虐待や社会的養護、ヤングケアラー、ひきこもりなど、多様な困難を抱えるこども・若者に対して、関連施策とも連携しながら、相談支援や居場所づくり、支援者間の理解促進、関係機関との連携などによる総合的な支援を推進します。</u>	・第4章 重点施策「1 子ども・若者の自殺対策の強化」(P.21) ・第5章 主な施策 (P.27)
性別に配慮した支援	2 妊産婦のメンタルヘルス支援には、臨床心理士(公認心理師)の参画を必須とし、行政主導で、臨床心理士による保健師・助産師へのスーパーバイズの仕組みや、京都府臨床心理士会を含むネットワーク・連携体制の構築を進めるべき。	ご意見を踏まえ、重点施策「4 性別に配慮した支援」の主な取組の文言の一部修正するとともに、京都府臨床心理士会など関係団体のご意見等もいただきながら、具体的な支援策について検討してまいります。	妊産婦メンタルヘルス支援に関わる者への理解促進の取組を進めます。	妊産婦メンタルヘルス支援に関わる者への <u>自殺対策に関する理解促進や多職種が連携可能な体制の構築のための取組を進めます。</u>	・第4章 重点施策「4 性別に配慮した支援」(P.23) ・第5章 主な施策 (P.27)
府民の理解の促進	3 幅広い年代に対して、必要な情報が届くように周知活動を行ってほしい。	ご意見を踏まえ、主な施策「1 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進」に取組を追加します。	—	<u>自殺防止に関する啓発動画の活用をはじめ、公共交通機関との連携や様々な広報媒体を活用することにより、幅広い層に対して、自殺対策に関する適切な情報が届くように広報啓発を推進します。</u>	・第5章 主な施策 (P.25)
自殺対策関係団体等の活動に対する支援	4 自殺防止の相談業務や支援に携わる者も、対応に悩むこともあることから、支援に携わる者への心のケアやフォロー体制も必要	ご意見を踏まえ、主な施策「1 自殺の問題に関する理解の促進と取組の推進」などの文言の一部修正します。	自殺対策に取り組む民間団体等の人材の確保、養成及び資質の向上を支援します。	自殺対策に取り組む民間団体等の人材の確保・養成、専門性をいかした多職種連携等による資質の向上を支援するとともに、 <u>自殺対策に携わる支援者が悩みを抱え込むことがないように、心のケアを担う専門職の配置等により助言が受けられる体制づくりを支援します。</u>	・第5章 主な施策 (P.25、P.27(再掲)、P.31(再掲))